



神奈川県

KANAGAWA

認定・指定NPO法人に 寄附をすると

最大 税金が

※所得税・住民税合わせて、
寄附金額の最大50%の金額が控除されます。

約 **50% OFF**
になります!

たとえば…

障がい者・高齢者の介護支援
子どもの居場所づくりや学習支援
多世代が交流するまちづくり
スポーツ・芸術の振興
環境を守る取組
災害に備えた取組や被災地支援
犯罪被害者や困難を抱えた方への支援
国際交流や国境を超えた支援
など多様な活動が行われています

県内では多種多様な
NPO法人が活動しているにゃ!
みんな応援してね!



いいにゃクリエイター
かにゃお

神奈川県政策局政策部NPO協働推進課

寄附金控除について

控除
最大 14,000円



寄附者

寄附
30,000円



国・自治体

申告

最大
約50%が
控除されます!



認定・指定NPO法人

※NPO法人の中でも事業活動や運営面、
経理面など、国や県、市町が定める、
より厳しい基準を満たした法人



控除額の計算例 所得税の税額控除を選択した場合

認定・指定NPO法人に30,000円を寄附した場合は、

最大14,000円(①11,200円 + ②2,800円)が控除されます。

※寄附金額及び控除金額は適用上限があります。

① 認定NPO法人に30,000円を寄附した場合

所得税分 $(\underbrace{30,000 \text{円}}_{\text{寄附金額}} - \underbrace{2,000 \text{円}}_{\text{控除下限額}}) \times 40\% = 11,200 \text{円}$

② 指定NPO法人に30,000円を寄附した場合

個人住民税分 $(\underbrace{30,000 \text{円}}_{\text{寄附金額}} - \underbrace{2,000 \text{円}}_{\text{控除下限額}}) \times \text{最大 } 10\% (4\% \text{ 県民税} + 6\% \text{ 市町民税}) = 2,800 \text{円}$
※政令市にお住まいの方は、(2% 県民税 + 8% 市民税)

▶ 認定・指定NPO法人の
一覧はこちらから ▶▶▶



▶ 寄附金控除の
詳細はこちらから ▶▶▶



▶ 法人が寄附した場合はこちらから
特別損金算入限度額の適用があります ▶▶▶



かにかやお公式 Facebook



かにかやお FB

かにかやお公式HP

HP ▶▶▶



かにかやお公式 X (旧 Twitter)



@kanyao_NPO

かにかやさんぽ 公式HP

ぼくが県内をさんぽしてみつけたNPO活動や企業の社会貢献活動などの「いいこと」を紹介しているにゃ。



問合せ先：神奈川県政策局政策部NPO協働推進課（横浜駐在事務所）

[電話]045-312-1121(内線)2865～2868 [FAX]045-312-1166